

『安全衛生推進者養成講習』のご案内

労働安全衛生法では、労働災害を防止し、労働者の健康を確保するためには、事業場の安全衛生体制を確保することが重要であり、10人以上50人未満の労働者を使用する所定の業種の事業場では、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。当協会では、中小規模事業場の一層の安全衛生水準の向上に役立てて頂くため、下記のとおり安全衛生推進者養成講習を開催致しますので、是非、ご利用をお願い致します。

1. 実施日・会場

回	日 程	会 場
第1回	2025年 4月15日～16日(火～水)	九州製鉄所安全衛生教育センター (北九州市戸畑区飛幡町 1-1)
第2回	2025年 8月28日～29日(木～金)	
第3回	2025年12月23日～24日(火～水)	福岡県労働基準協会連合会戸畑会場 (北九州市戸畑区中原 46-1)

2. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	安全管理	2時間	8:45～
	安全衛生教育	1時間	
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間	
	安全衛生関係法令	2時間	
2日目	作業環境管理及び作業管理	2時間	8:45～
	健康の保持増進対策	1時間	

3. 受講料・テキスト代及びお支払方法

(単位：円)

受講区分	受講料	テキスト代	合 計
会員・非会員 共通	12,100	1,430	13,530

4. 受講資格：年齢 満18歳以上

5. 定 員：(受講申込書受理順で、定員になり次第締め切ります。)

第1回、2回 それぞれ 30 名
第3回 20 名

6. 申込み方法及び受講料等のお支払いについて

※受講申込み前に必ず講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

申込手順の詳細については、八幡労働基準協会ホームページに掲載の

[「安全衛生推進者 受講申込方法（No.1～8）」](#)に記載していますので、そちらを必ずご確認の上、手順に従って、申し込みください。

なお、キャンセル発生時には、キャンセル料を頂きますので、ご了承ください。

※他の講習会とは振込先口座が異なりますので、間違えないようご注意ください。